

●マイナンバー等分科会の検討においても、公的個人認証サービスの利用拡大等についていくつか指摘が行われている。

※マイナンバー等分科会：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部新戦略推進専門調査会の下に平成26年2月より設置されている会議であり、個人番号カードの利活用方策、マイポータル/マイガバメントの在り方、法人番号の利活用方策、個人番号の更なる利活用ニーズ等について検討を行っている。

「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間取りまとめ(案)」(H26.5.16第5回マイナンバー等分科会資料1)

1. 個人番号カード

① 各種カード類の個人番号カードへの一体化/一元化

P5・キャッシュカード、クレジットカード等、民間が発行するカードについても、国民や民間事業者のニーズを踏まえ、後述の公的個人認証サービスの民間開放と併せ、個人番号カードとの一体化や連携等につき、官民相互にメリットが得られるよう、柔軟に検討を進める。

③ 公的個人認証サービスの利活用拡大

P6・民間による利用拡大を図る観点から、金融機関や医療機関等、CATV事業者等の民間事業者への署名検証者の民間事業者への開放に向け、その要件を早期に明らかにするとともに、利用事例(ユースケース)の明確化に係る実証、証明書の実効力に関する周知や、積極的な利用の働きかけ等を行うべきではないか。

2. マイポータル/マイガバメント

⑤ マイガバメント上のサービスの「電子化」

P8・利用者の利便性を高めるとともに、サービス提供者の負担も軽減する観点から、郵送される書面の内容を転記したり、別途保管したりする必要がないよう、必要な官民の証明等を電子的データとして受領できる「電子私書箱」の構築に向け、法的効力の整理やそれを利用した手続の見直し等について、検討する。

⑦ 多様な利用手段・機会の提供

P9・個人番号カードによるログインについて、スマートフォン、タブレット端末やCATV等、普及している媒体に幅広く対応させるとともに、CATVにおいては、次世代セットトップボックスへの個人番号カードの読み取り機能の内蔵など、具体的な対応のあり方を検討する。